

放射能から少しでも逃れるために自主的避難等対象区域（いわき市）から福島県外への短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人ら（母及び子）について、平成24年1月から平成25年12月までの避難交通費として合計32万1000円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2（以下申立人2名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

・避難費用（避難交通費）（平成24年1月1日～平成25年12月31日）
（避難先等省略）

総額 321,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として321,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（若しくは記名）・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年11月27日

(仲介委員 犀川 治)